

外国会社に関する立法・判例の変遷(一)

岡 本 善 八

- 一 外国会社立法の経過
- 二 外国会社の概念に関する判例
 - (+) 学説の概要
 - (+) 判例の概要
- (+) 判例の検討
- 三 外国会社の登記
- 四 代 表 者
- 五 営業所の閉鎖命令

(以上本号)

外国会社に関する問題は、その法条が必ずしも多くない事にも関連し、見解の分れる点が少なくない。その事の解決はもとより現行法自身の解釈によりなされるべきであるが、従来における立法の経過および判例の態度がこの点についてもかなりの示唆を与えるであろう事は容易に理解しうる。特に筆者の如き従来の諸改正について自ら實際上体験の機会を持たない者にとっては、この一考察により現行法の解釈についてあるいは反省の機会が与えられるのではないかとの観点から筆をとるに至つたものである。

明治二十三年旧商法（明三三・法三二）においては、外国会社に関する規定はなく、外国会社に関する規定は現行明治三十一年法（明三一・法四八）によりはじめて設けられ、明治四十四年法（明四四・法七三）により株式社債に関する第二五九条（現第四四八三条）の改正をみ、更に昭和十三年法（昭一三・法七二）により外国会社清算その他についての若干の改正が行われ、戦後昭和二十五年法において英米法をも考慮し、かなり大幅の改正が行われている。しかし、明治三十一年法における外国会社に関する基本的な立法態度は、数度にわたる改正にもかかわらず現行法にもかなり反映しているものと考えられる。従つて一応の参考としていかなる見地から外国会社に関する立法がなされたかを一つする事も無益ではない。すなわち明治三十一年法に規定が設けられた理由としては、「現行商法（註・明二三年法）ニ於テハ本案第六章外国会社ニ該当スル規定ヲ存セス然ルニ國際交通ノ日ニ頻繁ナル結果外国会社ニシテ我国ニ於テハ或ハ支店ヲ設ケ商業ヲ営ミ其他ノ行為ヲ為スコトアルヘク或ハ我国ニ於テ本店ヲ設ケ又ハ商業ヲ営ム会社ニシテ外國ニ於テ設立セラルモノアルヘク或ハ我国ニ於テ外国会社ノ株式ヲ發行シ又其株式若シクハ社債ヲ讓渡スルコトアレヘク或ハ外国会社ノ我国ニ於ケル代表者カ公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スル行為ヲ為スコトアルヘシ此等ノ場合ニ於テ全ク本編ノ規定ニ從フコトヲ要セストセバ啻ニ我国ノ保安秩序ヲ害スルコトアルノミナラス第一章乃至第五章ノ規定ヲ当然適用セラルヘキ内国会社ニ比シテ遙ニ優等ノ地位ヲ与ヘ其間大ニ權衡ヲ失スルヲ免カレス是レ本案カ外国人ニ対スル民法ノ規定ヲ斟酌シ匈牙利、西班牙、伊太利、羅馬尼、葡萄牙其他ノ外国立法例ニ倣ヒ且之ヲ拡張シテ一般ノ会社ニ及ホシ本編第六章トシテ外国会社ニ関スル規定ヲ掲ケタル所以ナリ」（理由書）としている。而してその立法上の主義としては、「二個ノ極端ナル主義ヲ想像スルコトヲ得ヘシ即チ一ハ外国会社ハ全ク内国会社ト同一ノ規定ニ從フコトヲ要スト為スモノニシテ他ハ外国会社ハ其本国法ニ從フヘク内国会社ニ関スル規定ニ從フコトヲ要セスト為スモノ是レナリ第一ノ主義ハ全ク外国会社ノ成立ヲ認メサルト殆ンド異ナル所ナク外国人ノ人格ヲ認メサリシ時代ニ

於テハ格別外国人ハ内国人ト同シク私権ヲ享有シ得ルヲ以テ原則ト為シ或制限ノ下ニ於テハ外国法人ノ成立ヲモ認ムル今日ニ於テハ採ルニ足ラサルコト当然ナリ之ニ反シ第二ノ主義ハ放任ニ失シ内国会社ニ對シテ詳細ノ規定ヲ設ケテ嚴ニ之ヲ監督スルニ対シテ權衡ヲ得タルモノニアラス是レ本案カ此極端ナルニ主義ヲ折衷シ或制限ノ下ニ於テ内国会社ニ関スル規定ヲ外国会社ニモ適用スヘキモノト為シタル所以ナリ」（理由書）としている。右の表現よりすれば、その立法の趣旨は、外国会社につき内国活動について新たに内国会社としての設立手続の煩を免れしめる一面取引相手方ならびに投資者保護に関するわが商法の規定を準用することによりその均衡をはからんとした点に求められる。

明治三二年法以後前述の如く外国会社立法については若干の変遷を見るが、ここではまず判例考察の便宜上、昭和二五年法と明治三二年法及びその後の改正法の条文の対比表を左に掲げることとする。

昭和二五年法

第六章 外 国 会 社

第四七九条 外国会社ガ日本ニ於テ取引ヲ継続シテ為サントスルトキハ日本ニ於ケル代表者ヲ定メ其ノ住所又ハ其ノ他ノ場所ニ営業所ヲ設クルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ外国会社ハ其ノ営業所ニ付登記及公告ヲ為スコトヲ要ス此ノ登記及公告ハ日本ニ成立スル同種ノモノ又ハ最モ之ニ類似スルモノト同一ノ前項ノ登記ニ在リテハ会社設立ノ準拠法並ニ日本ニ於ケル代表者ノ氏名住所ヲモ登記スルコトヲ要ス

第七十八条ノ規定ハ外国会社ノ代表者ニ之ヲ準用ス

第四八〇条 前条第二項及第三項ノ規定ニ依リ登記スペキ事項

明治三二年乃至昭和一三年法

第六章 外 国 会 社

第二五五条（→第四七九条・昭13改正）

外国会社カ（→ガ・昭13改正）日本ニ支店ヲ設ケタルトキハ日本ニ成立スル同種ノモノ又ハ最モ之ニ類似スルモノト同一ノ登記及ヒ（↓及・昭13改正）公告ヲ為スコトヲ要ス

右ノ外日本ニ支店ヲ設ケタル外国会社（→前項ノ外国会社・昭13改正）ハ其（→其ノ・昭13改正）日本ニ於ケル代表者ヲ定メ且支店設立（→設置・昭13改正）ノ登記ト同時ニ其氏名、住所（→其ノ氏名及住所・昭13改正）ヲ登記スルコトヲ要ス

第六十二条（→第七十八条・昭13改正）ノ規定ハ外国会社ノ代表者ニ之ヲ準用ス

第二五六条（→第四八〇条昭13改正）前条第一項及ヒ（→及・

外国会社に関する立法・判例の変遷(一)

一六

ガ外国ニ於テ生ジタルトキハ登記ノ期間ハ其ノ通知ノ到達シタル時ヨリ之ヲ起算ス

第四八一条 外国会社ハ第四百七十九条ニ定ムル登記ヲ為ス迄ハ日本ニ於テ取引ヲ繼續シテ為スコトヲ得ズ

前項ノ規定ニ違反シテ取引ヲ為シタル者ハ其ノ取引ニ付会社ト連帶シテ其ノ責ニ任ス

第四八二条 日本ニ本店ヲ設ケ又ハ日本ニ於テ営業ヲ為スヲ以テ主タル目的トスル会社ハ外国ニ於テ設立スルモノト雖モ日本ニ於テ設立スル会社ト同一ノ規定ニ従フコトヲ要ス

昭13改正) 第二項ノ規定ニ依リ登記スヘキ(→スペキ・昭13改正)事項ガ外国ニ於テ生シタル(→生ジタル・昭13改正)トキハ登記ノ期間ハ其ノ通知ノ到達シタル時ヨリ之ヲ起算ス
第二五七条(→第四八一条・昭13改正) 外国会社ガ始メテ日本ニ支店ヲ設ケタルトキハ其支店(→其ノ支店・昭13改正)ノ所在地ニ於テ登記ヲ為スマテ(→迄・昭13改正)ハ第三者ハ其会社ノ成立ヲ否認スルコトヲ得

第二五八条(→第四八二条・昭13改正) 日本ニ本店ヲ設ケ又ハ日本ニ於テ商業ヲ営ムヲ以テ主タル目的トスル会社ハ(→営業ヲ為スヲ以テ主タル目的トスル会社ハ・昭13改正) 外国ニ於テ設立スルモノト雖モ日本ニ於テ設立スル会社ト同一ノ規定ニ従フコトヲ要ス

第四八三条 第二百四条乃至第二百七条、第二百九条第一項、第二百二十六条、第二百二十七条第一項、第三百六条第一項、第三百七条及第三百八条ノ規定ハ日本ニ於テスル外国会社ノ株券又ハ債券ノ発行及其ノ株式ノ移転若ハ質入又ハ社債ノ移転ニ之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ始メテ日本ニ設ケタル営業所ヲ以テ本店ト看做ス

第二五九条(→第四八三条・昭13改正) 第百四十七条・第一百四十九条、第一百五十条、第一百五十五条第一項、第二百六条、第二百七条及ヒ第二百十七条第二項(第一百五十五条第一項ノ下ニ、「第二百五条第一項」ヲ加ヘ、「株式ノ発行及ヒ其株式若クハ社債ノ譲渡」ヲ「株券又ハ債券ノ発行及ヒ其株式又ハ社債ノ移転」ニ改ム明44改正→第二百四条乃至第二百七条、第二百九条第一項、第二百二十六条、第二百二十七条第一項、第三百六条第一項、第三百七条、第三百八条及第三百七十七条第三項・昭13改正)ノ規定ハ日本ニ於テスル外国会社ノ株式ノ発行及ヒ其株式若クハ社債ノ譲渡ニ之ヲ準用ス此場合ニ於テハ始メテ日本ニ設ケタル支店ヲ以テ本店ト看做ス

第四八四条 裁判所ハ左ノ場合ニ於テハ法務総裁又ハ株主、債

第二六〇条(→第四八四条・昭13改正・次掲) 外国会社カ日

権者其ノ他ノ利害関係人ノ請求ニ依リ外国会社ノ営業所ノ閉鎖ヲ命ズルコトヲ得

一 営業所ノ設置ガ不法ノ目的ヲ以テ為サレタルトキ

二 正当ノ事由ナクシテ第四百七十九条ニ定ムル登記ヲ為シ

タル後一年内ニ営業ヲ開始セズ若ハ一年以上営業ヲ休止シタルトキ又ハ正当ノ事由ナクシテ支払ヲ停止シタルトキ

三 外国会社ノ代表者其ノ他営業所ニ於テ業務ヲ執行スル者カ法務総裁ヨリ書面ニ依ル警告ヲ受ケタルニ拘ラズ法令ニ定ムル会社ノ权限ヲ越越シ若ハ濫用スル行為又ハ刑罰法令ニ違反スル行為ヲ継続又ハ反覆シタルトキ

第五十八条第二項及第五十九条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四八五条 前条第一項ノ場合ニ於テハ裁判所ハ利害関係人ノ申立ニ依リ又ハ職權ヲ以テ日本ニ在ル会社財産ノ全部ニ付清算ノ開始ヲ命ズルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ清算人ハ裁判所之ヲ選任ス

第四百二十二条乃至第四百二十四条及第四百三十条乃至第四百五十六条ノ規定ハ其ノ性質ノ許サザルモノヲ除クノ外前項ノ清算ニ之ヲ準用ス

前二項ノ規定ハ外国会社カ其ノ営業ヲ閉鎖シタル場合ニ之ヲ準用ス

第四百八十五条ノ二 外国会社ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ日本ニ成立スル同種ノ又ハ最モ之ニ類似スル会社ト看做ス但シ法律ニ別段ノ定アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

本ニ支店ヲ設ケタル場合ニ於テ其代表者カ会社ノ業務ニ付キ公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スル行為ヲ為シタルトキハ裁判所ハ検事ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ其支店ノ閉鎖ヲ命ズルコトヲ得

第四八四条（昭13・新設） 外国会社ガ日本ニ支店ヲ設ケタル場合ニ於テ正当ノ事由ナクシテ支店設置ノ登記ヲ為シタル後一年内ニ営業ヲ開始セズ若ハ一年以上営業ヲ休止シタルトキ又ハ支払ヲ停止シタルトキハ裁判所ハ利害関係人若ハ検事ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ其ノ支店ノ閉鎖ヲ命ズルコトヲ得
　　外国会社ノ代表者其ノ他支店ニ於テ業務ヲ執行スル者ガ法令又ハ公ノ秩序若ハ善良ノ風俗ニ反スル行為ヲ為シタルトキ亦前項ニ同シ

第五十八条第三項、第五十九条及六十条ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四八五条（昭13・新設） 前条第一項又ハ第二項ノ場合ニ於テハ裁判所ハ利害関係人ノ申立ニ依リ又ハ職權ヲ以テ日本ニ在ル会社財産ノ全部ニ付清算ノ開始ヲ命ズルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ清算人ハ裁判所之ヲ選任ス

第四百二十二条乃至第四百二十四条及第四百三十条乃至第四百五十六条ノ規定ハ其ノ性質ノ許サザルモノヲ除クノ外前項ノ清算ニ之ヲ準用ス

前二項ノ規定ハ外国会社ガ其ノ支店ヲ閉鎖シタル場合ニ之ヲ準用ス

第四百八十五条ノ二 外国会社ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ日本ニ成立スル同種ノ又ハ最モ之ニ類似スル会社ト看做ス但シ法律ニ別段ノ定アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

右のうち現行第四八三条における準用条文の内容につき検討すると次の如くなる。

明三二年法	明四四年法	昭一三年法	昭二五年法
第七条 第一項 第一項ノ規定ニ従ヒ本店ノ所在地ニ於テ登記ヲ為シタル後ニ非サレハ之ヲ發行スルコトヲ得ス 前項ノ規定ニ反シテ發行シタル株券ハ無効トス但株券ヲ發行シタル者ニ対スル損害賠償ノ請求ヲ妨げス	第七条 第一項 (明三二年法ト同ジ)	第六条 第二二 前項ノ規定ニ違反シタル者ニ対スル損害賠償ノ請求ヲ妨げズ テ發行シタル株券ヲ發行シタル者ニ対スル損害賠償ノ請求ヲ妨げズ	第六条 第二二 会社ハ成立後又ハ新株ノ払込期日後遅滞ナク株券ヲ發行スルコトヲ要ス
第二条 第一項 前項ノ規定ニ従ヒ本店ノ所在地ニ於テ登記ヲ為スマテハ新株券ノ發行及ヒ新株ノ譲渡又ハ其予約ヲ為スコトヲ得ス (商法二五九条は、第二十七条二項を準用するが、これは同条第三項を適用すべきにか	第二条 第一項 (第五十三条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス)	第三七〇条 第三項 前項ノ規定ニ違反シタル者ニ対スル損害賠償ノ請求ヲ妨げズ テ發行シタル株券ハ無効トス但シ株券ヲ發行シタル者ニ対スル損害賠償ノ請求ヲ妨げズ	第三七〇条 第三項 前項ノ規定ニ違反シタル者ニ対スル損害賠償ノ請求ヲ妨げズ テ發行シタル株券ハ無効トス但シ株券ヲ發行シタル者ニ対スル損害賠償ノ請求ヲ妨げズ
第二条 第一項 前項ノ規定ニ従ヒ本店ノ所在地ニ於テ登記ヲ為スマテハ新株券ノ發行及ヒ新株ノ譲渡又ハ其予約ヲ為スコトヲ得ス	第二条 第一項 定ハ新株ノ發行ニ之ヲ準用ス	第二百二十六条ノ規定ハ新株ノ發行ニ之ヲ準用ス	第二百二十六条ノ規定ハ新株ノ發行ニ之ヲ準用ス

第一条
第一四

株式ハ定款ニ別段ノ
定ナキトキハ会社ノ承
諸ナクシテ之ヲ他人ニ
譲渡スコトヲ得但第百
四一条第一項ノ規定
ニ従ヒ本店ノ所在地ニ
於テ登記ヲ為スマテハ
之ヲ譲渡シ又ハ其譲渡
ノ予約ヲ為スコトヲ得
ス

○第一五
条

記名株式ノ譲渡ハ讓
受人ノ氏名、住所ヲ株
主名簿ニ記載シ且其氏
名ヲ株券ニ記載スルニ
非レハ之ヲ以テ会社其
他ノ第三者ニ対抗スル
コトヲ得ス

第一条
第一四

記名株式ノ移転ハ取
得者ノ氏名、住所ヲ株
主名簿ニ記載シ且其氏
名ヲ株券ニ記載スルニ
非サレハ之ヲ以テ会社
其他ノ第三者ニ対抗ス
ルコトヲ得ス

○第一五
条

かわらず、法文整理の
際訂正を怠つたもので
ある)
(明三二年法ト同ジ)

第二〇
四条

株式ハ之ヲ他人ニ讓
渡スコトヲ得但シ定款
ヲ以テ其ノ譲渡ノ制限
ヲ定ムルコトヲ妨げズ
株券ノ発行前ニ為シタル
株式ノ譲渡ハ会社ニ對
シ其ノ効力ヲ生ゼズ

第二〇
五条

記名株式ノ譲渡ハ株
券ノ裏書ニ依リテ之ヲ
為スコトヲ得但シ定款
ニ別段ノ定アルトキハ
此ノ限り在ラズ
手形法第十二条、第
十三条及第十四条第二
項ノ規定ハ株券ノ裏書
ニ之ヲ準用ス

第二〇
六条

株券ノ裏書ニ依ル記
名株式ノ移転ハ取得者
ノ氏名及住所ヲ株主名
簿ニ記載スルニ非ザレ
バ之ヲ以テ会社ニ対抗
スルコトヲ得ズ
前項ノ場合ヲ除クノ
外記名株式ノ移転ハ取

第二〇
四条

株式ノ譲渡ハ定款ノ
定ニ依ルモ之ヲ禁止シ
又ハ制限スルコトヲ得
ズ
株券ノ発行前ニ為シタル
株式ノ譲渡ハ会社ニ對
シ其ノ効力ヲ生ゼズ

第二〇
五条

記名株式ノ譲渡ハ株
券ノ裏書ニ依リ又ハ株
券及之ニ株主トシテ表
示セラレタ者ノ署名ア
ル譲渡ヲ証スル書面ノ
交付ニ依リテ之ヲ為ス
手形法第十二条、第
十三条、第十四条第二
項及第十六条第一項ノ
規定ハ株券ノ裏書ニ之
ヲ準用ス

記名式ノ株券ノ占有
者ガ第一項ノ譲渡ヲ証
スル書面ニ依リ其ノ權
利ヲ証明スルトキハ之
ヲ適法ノ所持人ト看做
ス譲渡ヲ証スル書面ニ

第九第二 第一条○ 項	第七 二〇 条	得者ノ氏名及住所ヲ株 主名簿ニ記載シ且其ノ 氏名ヲ株券ニ記載スル ニ非ザレバ之ヲ以テ会 社其ノ他ノ第三者ニ対 抗スルコトヲ得ズ	第六 二〇 条	譲受人ノ氏名ノ記載ナ キ場合ト雖モ亦同ジ 記名株式ノ移転ハ取 得者ノ氏名及住所ヲ株 主名簿ニ記載スルニ非 ザレバ之ヲ以テ会社ニ 対抗スルコトヲ得ズ
ノ目的ト為シタル 場合	記名株式ヲ以テ質権 ノ目的ト為スニハ株券 ヲ交付スルコトヲ要ス 質権者ハ継続シテ株 券ヲ占有スルニ非ザレ ハ其ノ質権ヲ以テ第三 者ニ対抗スルコトヲ得 ズ	会社ハ株券ヲ登録ス ル為定款ヲ以テ登録機 関ヲ置ク旨ヲ定ムルコ トヲ得	ノ モノト看做ス	理人ガ取得者ノ氏名及 住所ヲ株主名簿ノ複本 ニ記載シタルトキハ前 項ノ名義書換アリタル モノト看做ス
第九第二 第一条○ 項	第七 二〇 条 (昭一三年法ト同ジ)	ノ モノト看做ス	ノ モノト看做ス	ノ モノト看做ス

		第五第一五 第一条一項
		株金全額ノ払込アリタルトキハ株主ハ其株券ヲ無記名式ト為スコトヲ請求スルコトヲ得
第五第二〇 第一条一項	七第二〇 第一条一項	(明三二年法ト同ジ)
得ス 込アリタル後ニ非サレハ之ヲ發行スルコトヲ		無記名式ノ株券ハ定款ニ定アル場合ニ限り株金全額ノ払込アリタルコトヲ得
第六第三〇 第一条一項	八第三〇 第七第二二 第一条一項	社債権者ハ何時ニテモ其ノ記名式ノ債券ヲ無記名式ト為シ又ハ其ノ無記名式ノ債券ヲ記名式ト為スコトヲ請求スルコトヲ得但シ債券ヲ記名式又ハ無記名式ニ限ル旨ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ
第六第三〇 第一条一項	八第三〇 第七第二二 第一条一項	(昭一三年法ト同ジ)
(明四四年法ト同ジ)		無記名ノ株券ハ定款ニ定アル場合ニ限り之ヲ發行スルコトヲ得

外国会社に関する立法・判例の変遷 (一)

一一一

第二〇〇条	記名社債ノ譲渡ハ譲 受人ノ氏名、住所ヲ社 債原簿ニ記載シ且其氏 名ヲ債券ニ記載スルニ 非レハ之ヲ以テ会社其 他ノ第三者ニ対抗スル コトヲ得ス	第二六〇条	記名社債ノ移転ハ取 得者ノ氏名、住所ヲ社 債原簿ニ記載シ且其氏 名ヲ債券ニ記載スルニ 非サレハ中ヲ以テ会社 其他ノ第三者ニ対抗ス ルコトヲ得ス	第三〇〇条	(第一項ハ昭一三年法 ト同ジ) 二〇六条第二項ノ規 定ハ記名社債ノ移転ニ 之ヲ準用ス	第三三〇条	
-------	--	-------	---	-------	--	-------	--

二

(一) 最初に問題となるのは、わが商法における外国会社の概念である。ひろく涉外私法における会社の問題については、固有の国際私法上の問題すなわち従属法の問題と外国会社の内国私法上の地位すなわち外人法上の問題とがある。法人たる会社については、法人の国籍なる観念を認め、これを規準として国際私法上の問題たると外人法上の問題たるとを問わず割一的に諸般の法律問題を規律する理論が従来ひろく唱えられてきたが、近年においては、国籍なる観念をかりに認むるとしても諸問題をこれにより割一的に処理することが妥当でなく、各種の法目的如何により決定すべき事が承認せられるに至っている。わが商法における外国会社の観念は、右の外人法の問題であり国家的監督規定の適用について問題となるのであるから、理論的には法人の属人法の問題とは区別すべきであるが、わが国の通説は少くともこの問題に関する限りは結果的に法人国籍を認める場合とほぼ同一の規準により決定する。この規準についても諸説分れるが、そのうち本店所在地法主義と設立準備法主義が最も有力である。本店所在地法主義は、大陸において有力であり、更に定款記載の本店所在地法主義と現実的本店所在地法主義があるが、わが国の本店所在地法主義は後者が決定的と解せられる。その根拠としては、一般に大陸の国際私法学説として本店所在地法主義が有力で

あるが、田第一「五八条（現行第四八二条）の規定の趣旨たるかに田商法「五五条（現行第四七九条）」、「五七条（現行四八一条）・「五九条（現行第四八三条）および「六〇条（現行第四八四条）が何れも外国会社が本店を外国に有するところを前提としている点、更に実質的な理由として国際私法上一般に客観的連結素を採用するにもかかわらずひとり法人設立につき主觀的連結素を採用するには妥当でないことに加えて、商法第五七条の規定からも推測しうる如く会社の法的監督は通常国内に本店を有するものに及ぼす必要がある点に求められてくる。設立準拠法主義は英米において有力であるが、我が国の学説の根拠としては、会社は自然人と異り純法律上の存在であるからその存在を認める法の如何によりその国籍を決すべきであるとする見解、商法の規定の対象となる外国会社はもとより民法第三六条により認証せられた法人であるが、内国法に準拠して設立せられた法人が更にその内国法により付与せられた法人格を内国法上承認されるところには無意味であるから、同条によわゆる外国法人とは外国法に準拠せられた法人と解せらるを得ないとする見解、あることはかかる國の法に準拠して会社を設立するかは当事者が任意に決定しある問題であり、その國の法により会社の成立に必要な要件をそなえなければその國の会社として成立しえないにやむなしとの点に求める見解等がある。更に折衷的に外人法上の特有の概念として、準拠法説を原則としながら、日本に事実上の本店を有するかの如内国外社とする見解もある。

① これらのうち我が判例はいかなる態度を採るかが問題となるが、これに先立ち便宜上ひじで取扱う判例を次に列挙する（年代順）。

- (1) 明 35・6・2 大阪控 明 34 (ネ) 877号 (新聞97・5, 国私例集上151)
- (2) 明 37・3・25 東京地 明 37 (サ) 66号 (a) (新聞200・7, 国私例集上163)
- (3) 明 (不明) 東京控 明 37 (ネ) 386号 (a) (新聞242・7, 国私例集上160)
- (4) 明 38・2・15 大審 明 37 (オ) 575号 (a) (大判民録11・175, 新聞268・269, 国私例集上155)

- (5) 明 38・4・17 大審 明 37 (オ) 49号 (大判民録11・506, 新聞280・13, 国私例集上166)
 (6) 明 38・4・26 大審 明 37 (オ) 607号 (大判民録11・584, 新聞282・14, 国私例集上170)
 (7) 明 40・10・4 東京控 明 40 (ネ) 308号 (b) (新聞456・15, 国私例集上178)
 (8) 明 40・12・13 大審 明 40 (オ) 442号 (b) (大判民録30・1264, 国私例集上174)
 (9) 明 42・7・10 東京地 (不) 明 (世界44・5, 判例総覽8・1565)
 (10) 明 42・11・11 大審 明 42 (オ) 225号 (新聞616・13, 国私例集上179)
 (11) 明 (不明) 東京控 明 44 (ネ) 376号 (新聞775・19国私例集上181)
 (12) 大 3・10・16 東京地 大 3 (オ) 139号 (評論3 民訴181, 国私例集上124)
 (13) 大 6・10・24 朝鮮高 (不) 明 (朝高判決録4 民880, 商判453)
 (14) 大 7・5・14 福岡地 大 6 (ヲ) 109号 (新報1476・20, 評論7, 諸法331, 国私例集上188)
 (15) 大 7・9・10 東京地 関東府審 大 7 (ヲ) 96号 (c) (評論7 商法570, 国私例集上201)
 (16) 大 7・11・16 都督府審 大 6 民 17号 (新報1510・21, 国私例集上194)
 (17) 大 7・12・16 長崎控 大 7 (ヲ) 200号 (b) (大判民録24・2326, 新報1511・21, 国私例集上197)
 (18) 大 9・5・29 東京控 大 7 (ア) 191号 (新聞1715・13, 国私例集上204)
 (19) 大 9・7・23 東京控 大 8 (ネ) 248号 (評論9 民訴440, 国私例集上210)
 (20) 大 9・11・26 東京控 大 9 (ネ) 288号 (新聞1822・20, 国私例集上212)
 (21) 大 10・5・4 大審 大 10 (ヲ) 64号 (大判民録27・852, 国私例集上216)
 (22) 大 15・1・23 行政裁 大 11・260号 (新聞2519・11, 国私例集上219)
 (23) 昭 2・1・12 東京地 大 15 (オ) 623号 (d) (新報102・22, 国私例集上239)
 (24) 昭 2・6・18 東京控 昭 2 (ネ) 317号 (d) (新聞2745・11, 国私例集上243)
 (25) 昭 2・7・8 東京地 (不) 明 (新報126・16, 商判453)
 (26) 昭 2・8・25 ハルビン領事地 大 15 (破) 2号 (新聞2741・5, 国私例集上223)
 (27) 昭 2・9・17 東京地 大 13 (ヲ) 1624号 (新聞142・19, 国私例集上229)
 (28) 昭 3・4・27 大審 昭 2 (オ) 1085号 (d) (大判民録7・302, 新報2883・5, 国私例集上245)
 (29) 昭 4・2・19 東京地 (不) 明 (新報179・23, 商判453)

(60)	昭 4・4・24	東京控	昭 3 (ネ)	626 号 (d)	(新聞3038・10, 評論18商法710, 国私例集上233)
(61)	昭 4・5・20	関高覆	昭 2 (控)	43 号	(新聞3222・9, 国私例集上252)
(62)	昭 9・9・27	東京地	大 12 (ワ)	2004 号	(新聞377・14, 国私例集上263)
(63)	昭 11・3・4	東京控	昭 8 (ネ)	364 号	(新聞3980・19, 商判追録1・174)
(64)	昭 11・3・23	東京控	昭 3 (ネ)	660 号	(新聞3980・4, 新報437・11, 国私例集上280)
(65)	昭 15・8・30	東京地	昭 7 (ワ)	1761 号	(新報603・18, 評論30商100, 商判追録2・196)
(66)	昭 24・2・18	東京控	昭 22 (フ)	24 号	(裁判所時報30・4, 国私例集上290)
(67)	昭 29・6・4	東京地	昭 28 (モ)	16308 号	(タイムズ40・73, 国私例集上293)
(68)	昭 30・3・31	東京地	昭 29 (モ)	11639 号 (e)	(下裁民集6・3・616, 国私例集上305)
(69)	昭 30・8・9	東京高	昭 30 (ネ)	590 号 (e)	(判例時報64, 17, 国私例集上303)
(70)	(不明)	神戸地	(不当利得返還請求事件)		(新聞194・14, 国私例集上311)

(I) 外国会社の騒動といへば、この距離の距離上ある何かの意味で右の裁判例において取扱われてゐるのを繰羅的に検証する事とする。即ち大審院判決についてを検証すれば、大審院明治三八・一・一五判決(明三七八年五月七日判決)は、直接には外国会社における代表者の代表者の範囲をふらりと日本に支店を有する外国会社の普通裁判籍を争訟するものであり、上告人たる株式会社露清銀行が「露國ニ於テ成立スル会社」であることをより外国会社であることを認めなくてはならぬが、「株式会社露清銀行が外国会社タルコトハ当事者間争ナキトコロ」(第一審・東地・明三七八・三・一五判決〔前掲(2)〕)であつた為か、上述の表現が設立地主義によるか、本店所在地主義あるいは準拠法主義によつたものであるかは明らかでない。

(II) 大審院明治三八・四・一七判決(明三八年四月九号一連約金損害賠償請求事件)〔前掲表(5)〕は、直接には、我が国に支店を設けるが、「ハノ本国ニ於テ法人タラサル外国会社カ日本ニ於テ訴訟能力」を有するか否かに関するが、本国または本国法なる觀念は用ひられてゐるが、本国法がいかなる基準により決せられるべきかにつきは明示しない。

(III) 大審院明治三八・四・二六判決（明三七(4)六〇七号—契約不履行損害賠償ノ件）「前掲表(6)」においては、この点について何ら注目すべきものはない。

(IV) 大審院明治四〇・一二・一三判決（明四〇(4)四四二号—株主総会決議無効宣言請求ノ件）「前掲表(8)」は、日本に本店を有する外国会社の裁判籍に関するが、「上告会社ノ本店カ横浜市ニ在ル以上ハ同会社カ外国人ナルト將タ外国人カ日本ニ於テ設立シタル会社ナルトヲ問ハス本件ハ民事訴訟法第十四条第二項ノ規定ニ依リ」決すべきであるとするために、外国会社の觀念には直接言及しない。

(V) 大審院明治四二・一一・一一判決（明四二(4)二二五号—売掛代金請求ノ件）「前掲表(10)」はイギリス法における組合員の訴訟行為についての代表権限に関するが、ここでは英國組合法を適用するが、上告理由によれば「英國組合法ニ従ヒ組織シタル組合ニシテ本店ヲ英國電動ニ設ケ支店ヲ横浜市山下町ニ置キ其組合名ヲ商号トシテ登録シ」ているものである事は推知できるが、英國法を適用する根拠は明らかにされていない。

(VI) 大審院大正七・一二・一六決定（大七(4)二〇〇号—外国会社支店設立登記抹消通知ニ関スル異議事件ノ決定ニ対スル再抗告ノ件）「前掲表(11)」は、「米国デラウエア州ニユーカッスル郡ウキルミングトン市ニ本店ヲ置キ所轄登記所ニ於テ設立ノ登記ヲ經タルモ是唯米国デラウエア州会社法ニ準拠スルノ必要ニ迫ラレタルカ為メ單ニ名儀上ノミスク為シタルニ止マリ其実東京市ニ設置シタル所謂支店ヲ以テ事務ノ中心点タル本店トセル事實ヲ認メタルカ故ニ商法第二百五十八条ノ外国ニ於テ設立セラレタル会社ニシテ日本ニ本店ヲ設クルモノニ該当スト判定シタルニ外ナラサルコト判文上明白ナリ……抗告人所論ノ如キ不法アルモノト為スヲ得ス」として、商法二百五十八条の適用に関する「外国ニ於テ設立セラレタル株式会社ニシテ日本ニ本店ヲ設クルモノナルヲ以テ商法上成立

ヲ認メラルヘキニ非サレハ……」とする表現から全くその存在を認めないものと解している。

(VII) 大審院大正一〇・五・四判決(大一〇〇六四号一登記官吏ノ処分ノ決定ニ対スル再抗告ノ件)「前掲表(4)」は、外国会社の登記の効力に関する事件で、「本件記録ニ依レハ抗告人ハ其所有ニ係ル土地ヲ英領香港ヴヰクトリアビーコンスフイルドマルケード二番地ニ本店ヲ有シ「シーニッケルエンドコンパニーリミテッド」と称スル商号ヲ有スル外国会社ニ譲渡スル旨ヲ約シ之ニ基キ仮登記ヲ為シタルモノニシテ……」の表現からすれば、あるいは本店所在地法主義を默示的に前提しているものかとも解せられるが、この点は明らかでない。

(VIII) 行政裁判所大正一五・一・二三判決(大一一二六〇号一營業名及課税標準額決定取消ノ訴)「前掲表(22)」は、「按スルニ原告会社ト紐育会社トハ一ハ英領加奈陀他ハ北米合衆国ノ法律ニ準拠シテ設立セラレタルモノナルコトハ原告ノ明ニ認ムル所ナリ原告ハ該ニ会社ハ外形的ニハ別個ノ人格ヲ成スモ實質的ニハ同一ノ会社ナリト主張スト雖既ニ異ナリタル準拠法ニ依ル各別ニ設立セラレタルモノナル以上其ノ出資者カ同一人ナルモ又其ノ設立事情如何ニ拘ラス法律上之ヲ單一ナル会社ト為スヘカラサルハ明瞭ナリ」として、明白に設立準拠法主義を採用している。

(IX) 大審院三・四・二七判決(昭二〇〇八五号)「前掲表(28)」は、外国会社の支店の登記前の効力に関する事件で、事実上ロンドンに本店を有する英國の商事会社に関するが、その外国会社たることにつき当事者間に争なきため、外国会社の何たるかにつき明らかにしない。

(X) なお朝鮮高等法院大正六・一〇・二四判決「前掲表(13)」は、朝鮮における内地会社の支店に適用すべき法条に関する事件であつて、「朝鮮外ニ於テ設立シタル会社ガ朝鮮ニ支店ヲ設ケタル場合ニ於テハ朝鮮民事令第一条第八号号並会社令第十一条ノ規定ニ依リ商法中外国会社ノ規定ニ依ルモノナルヲ以テ内地ニ於テ設立シタル会社ト雖モ朝鮮ニ支店ヲ設ケタル場合ニ於テハ該規定ニ依ラザルヘカラス」とする。外国会社の觀念については明らかにしないが、

共通法第四条・五条の規定を考慮する時は恐らくは準拠法によつてゐるものであろう。

以上の大審院判決を見るも、外国会社の觀念の決定については、大審院大正七・一二一・一六決定〔前掲表(4)〕、および行政裁大正一五・一・一二三判決〔前掲表(5)〕が、設立準拠法主義を採るものと解せられるほか、この点に関する判例は甚だ少ない。

次に控訴審の判例を検討する。

(I) 大阪控訴院明治三五・六・一二判決〔前掲表(1)〕においては、外国会社の登記に関するが、外国会社の意義については明らかにしない。

(II) 東京控訴院明三七(4)三八六号事件判決〔前掲表(3)〕は、「外国会社ノ我国ニ於ケル代表者ノ資格権限如何ハ、我国法ニ従ヒ之ヲ定ム可ク、外国会社ノ本国法ニ依リ之ヲ定ム可キモノニ非ス」として本国法に言及するも、外国会社の觀念については明らかにしない。

(III) 東京控訴院明治四〇・一〇・四判決〔前掲表(7)〕は、代表者権限及び裁判管轄に関するが、外国会社の何たるかにつき言及しない。

(IV) 東京控訴院明治四四(4)三七六号事件判決〔前掲表(11)〕は、イギリス法による組合員の代表権限に関するが、その英國法による組合たることを認めるも、その根拠は明らかでないが、それが清国廈門に営業所を有し、廈門に於て設立せられたことよりすれば準拠法主義をとるものといえよう。

(V) 長崎控訴院大正九・五・二九判決(大七(4)一九一号—事件名不明)〔前掲表(18)〕は、認許せられた外国法人の訴権の享有に関するが、「被控訴会社カ露西亞法令ニヨル法人タル商事会社ナルコトハ甲第九号証ニヨリ各明白ナレバ叙上ノ如ク事変ノ為メニ露西亞國滅亡セス又法令条約ノ効力ニ何等影響ヲ受ケサリシ以上ハ被控訴人等ハ其国籍若クハ

法人格ヲ喪失シタルモノト謂フコト得サルヲ以テ……」として、会社は自然人と異なり純法律上の存在であるからその存在を認める法の如何によりその国籍を決すべきであるとする点に基く準拠法主義を是認しているものと解し得る。

(V) 東京控訴院大正九・七・二三判決（大八(4)二四八号—損害賠償請求事件）「前掲表(19)」は、代表者の権限に関するが、「被控訴人ハ英國倫敦ニ本店ヲ有スル外国会社ニシテ横浜市ニ支店ヲ設ケアルフレット・ウーレーラ以テ日本ニ於ケ

ル代表者ト為シ」という表現からは、疑はあるが、本店所在地法主義を前提としているではないかと解せられる。

(VI) 東京控訴院大正九・一一・二六判決（大九(4)二八八号—売掛代金請求控訴事件）「前掲表(20)」は、外国会社の代表者とその個人資格における取引に関するが、「案スルニ米国紐育市ニ本店ヲ有スルレ・ンプロカル・ジヨッパース商会ナル法人力未タ日本ニ於テ支店登記ヲ為ササルコトニ付キ当事者間ニ争ノ存セサルコト……」の表現よりすればあるいは、本店所在地法主義を採るものと推測しうる。

(VII) 東京控訴院昭和四・四・二四判決（昭三(4)六二六号—為替手形金請求為替訴訟控訴事件）「前掲表(30)」は、外国会社の支店登記前の効力に関するが、倫敦に本店を有する英國の商事会社であるが、「控訴人力外国会社ニシテ神戸市ニ於ケル其営業所ニ於テ……ハ何レモ本件当事者間ニ争ナキトコロナリ」として、外国会社の何たるかについては明らかにしない。なお東京控訴院昭和二・六・一八判決（昭二(4)三一七号）「前掲表(24)」においても何らふれていない。

(VIII) 関東庁高等法院覆審部昭和四・五・二〇判決（昭二(4)四三号—委託金請求事件）「前掲表(4)」は当事者能力に関する事件であるが、極めて明白に「凡ソ法人ハ一定ノ法律事実ヲ法ニ適合セシメ其法律効果トシテ存在セルモノナルコトハ法人制度ニ関スル世界各国共通ノ法理ナリ從テ法人ノ国性ノ區別ノ標準ハ法人創設ノ法律効果ヲ付与セル法ノ属性ニ依ルヘキモノナルコトハ法人ノ人格力生理的自然意思ヲ有スル自然人ノ人格ト異ナリ寧ロ自然人ノ法律生活ニ関スル利益擁護ノ一方便トシテ或事實ニ権義主格ヲ仮設セルモノニシテ其必要及条件ハ各國家ニ於テ任意ニ定メ得ヘキモ

ノナリ從テ法人設立ニ関スル或法律事実ニ吾國法カ適用セラレタルトキ即チ自國法カ準拠法ナルトキハ其効果ニ依リ發生セル法人ハ内國法人ニシテ外國法カ準拠法ナルトキハ其發生セル法人ハ外國法人ナリト謂ハサルヘカラス：然レハ法人ノ主タル事務所ノ所在地ハ唯之レカ活動ノ根拠地タル關係ヲ有スルカ普通ニ過キス其國性ハ其存在ト不可分離ノ關係ニアル準拠法所屬國換言スレハ法律効果付与國ニ属スルヤ當然ナルヲ以テ國家併合ノ場合ヲ除キ一國ノ法カ他國ノ法トナルカ如キ法ノ移転性ヲ認ムル余地ナキ現在ノ法治國間ノ法制ノ下ニ於テハ露國法ニ準拠設立セリト自称セル「イデル・ウラル・コンパニー」カ其対照タル事實ニ更ニ支那法ヲ適用シテ支那法ノ効果トシテ新ニ法人格ヲ創設スルハ格別支那法カ外國人ノ人格ヲ是認セサレハトテ露國法ノ効果トシテ發生セル「イデル・ウラル・コンパニー」カ其主タル事務所カ支邦ノ領土内タル哈爾賓ニ存ストノ事實ヲ以テ直チニ目シテ支那法人ナリト認定スルコトヲ得ス」として、擬制説的見地より設立準拠法主義を支持している。

(X) 東京控訴院昭和一一・三・一二判決(昭三(未)六六〇号—契約金請求控訴事件)〔前掲表³⁴〕は、外国会社の本店消滅と日本における支店の存続に關する事件であるが、これによれば、「控訴人ハ露國帝政時代ニ銀行業ヲ営ム目的ヲ以テ法人タル商事会社(株式会社)トシテ設立セラレ其国籍ハ露國(原本ノ存在ト成立ニ争ナキ乙第八号証ノ三ニ依レハ當時ノ露國法ニ準拠シテ設立セラレタルコトヲ認ムルニ足ル)設立ノ日ハ明治二十八年(千八百九十五年)十二月十日ニシテ本店ハ露國聖彼得斯堡ニ在リタル事實ハ當時者間ニ争ナシ」とする表現より設立準拠法主義を採るものと解せられる。

(XI) 東京高裁昭和二四・二・一八言渡(昭二二(未)二四号—公示催告申立事件ノ決定ニ對スル再抗告事件)〔前掲表³⁵〕は、台灣に本店を有する株式会社の株券に関する公示申立事件の管轄裁判所に關するが、「台灣製糖株式会社は台灣高雄市屏東市竹園町六十番地に本店を有しているのであるから右会社が日本商法に準拠して設立されたものであること」

は易らかであるとの表現を用いるが、本店所在はこれを以て当事者の意思を推測する規準としているにすぎず、設立準拠法主義を採用しているものといえよう。

(XII) 東京高裁昭和三〇・八・九判決（昭三〇(附)五九〇号——仮処分異議控訴事件）「前掲表⑨」は、当事者能力に關するが、「控訴人は香港において英國法により設立せられたいわゆるパートナーシップであつて……」の表現により設立準拠法主義を採用しているものといえる。

次に地裁判決を検討する。

(I) 東京地裁明治三七・三・二五判決（明三七(附)六六号）「前掲表②」は、支店代表者および管轄権に關するが、この点につき何ら言及しない。

(II) 東京地裁明治四二・七・一〇判決（事件番号不明）「前掲表⑨」は、「我商法ハ輓近國際私法学者間ニ普通行ハルル会社ノ国籍ハ其本店ノ所在國ニ依リ定ムヘシトノ主義ヲ採用シタルモノトセリ」として本店所在地法主義を採る。

(III) 東京地裁大正三・一〇・一六判決（大三(附)一三九号——約束手形金請求事件）「前掲表⑫」は、敵性会社の権利能力に關するが、「原告会社カ独逸合名会社ナルコトハ訴状ノ記載自体ニ依リ明カ」であるとするも、何を以てドイツ合名会社たるかについては明らかにしない。

(IV) 福岡地裁大正七・五・一四判決（大六(附)一〇九号——損害賠償請求事件）「前掲表⑭」は、支店代表者選任方法の準拠法に關するが、「凡ソ外国会社カ日本ニ於テ支店ヲ設立シ其代表ヲ選任スルニ付其選任ノ方法ニ關シテハ日本ノ法律ニ依拠スベキ規定存セサルカ故ニ斯ル事項ニ關シテハ其本国法ニ依ルヘキモノト解スルヲ相当トス」として英國法を適用するが、本国法決定の規準については明らかにしない。

(V) 東京地裁大正七・九・一〇決定（大七(附)九六号）「前掲表⑮」においては、商法第二五八条に關し、「本件会社ハ

其本店ヲ米国デラウエア州ニユーカッスル郡ウキルミングトン市ニ置キ其登記ヲ経タリトスルモノ右ハ本件会社ノ設立ヲ米国デラウエア州会社法ニ準拠スルノ必要ニ迫マラレタルカ為メ名義上單ニ本店ナリトシテ登記シタルモノニ止マリ本件会社営業ノ中心点ヲウキルミングトン市ニ置キタルモノニアラス其営業ノ中心タル本店ハ之ヲ我国ニ置キタルモノニシテ所謂東京ニ設置シタル支店ナリト称スルモノ即チ是レ本店ニ外ナラサルコトヲ認定スルニ余アリ……本件会社如キハ……從令外国法ニ準拠シ設立セラレタルモノナリトスルモ我商法所定株式会社ノ要件ヲ具備スルニアラサル限リハ我国法ニ於テ其成立ヲ認ムル能ハサルヘキコト蓋シ疑ヲ容ルノ余地アルコトナシ」として準拠法主義を採用している。

(VI) 関東都督府地方法院大正・一一・一六判決(大六民七一号—損害賠償事件)「前掲表¹⁶」は、英領ジブラルタール市英國組合の当事者能力に關するが、「自ラ私権ヲ享有スルノ能力ナクシテ私権ノ保護ヲ裁判所ニ要求スルコトヲ得サルハ当然ナルヲ以テ実体法上権利ノ主体タルコトヲ得サル者ハ訴訟ノ当事者ト為シ適格ナキモノト謂ハサルヘカラス」という前提に立つて、「英國法ニ於テハ組合ハ法人格ヲ有セス從テ私法上権利ノ主体ト為ルコト能ハサルモノ」であるとするが、英國法を適用する基準は明らかでない。

(VII) ハルピン日本總領事館昭和二・八・二五決定(大一五破二号—破産事件)「前掲表²⁶」は、東支鐵道会社の当事者能力に關するが、「支那國一人ヲ株主トスル株式会社ニシテ其目的遂行ノ為メ露支兩國政府カ臨時共同管理ヲ為ス事業體」である東支鐵道会社の当事者能力に關し、「申立人ノ本体ヲ株式会社ナリトスルモ然ラサル事業ノ組織体ナリトスルモ其業務ノ管理行為ノ執行ニ付兩國政府ヲ代表スル代表機關ニ依リテ其事業体カ代表セラレテ事實上活動シ居ルコトハ否認スヘカラスシテ支那ノ関スル條約慣例上其活動行為ヲ有効ナリト認定スルコトハ其条理ニ適スルコトト為スヘク支那ノ地方慣例トシテモ其訴訟当事者能力ヲ認ムルモノナレハ其本人カ公司ナリヤ又穿鑿スル迄モ

無ク事業本体タル公司ノ名義ヲ以テ政府ノ任命ニ係ル其代表機關ニ代表セラレ裁判上ノ行為ヲ為スコトハ我法廷ニ於テモ認容スルヲ以テ國際都市ニ於ケル当地ノ事情トシテハ妥当ナリ」として条理に基いてその当事者能力を認めてい る。

(VII) 東京地裁昭和二・一・一二判決〔前掲表28〕は、旧商法第一五七条に関するが、「商法第二百五十七条ノ規定タルヤ外国会社ノ組織ヲ公示セシテ妄ニ第三者ト取引ヲ為シ之カ不測ノ損害ヲ蒙ラシムル事ヲ慮リ一面カクノ如キ外国会社ニ制裁ヲ加フルト同時ニ他面カクノ如キ第三者ヲ保護セントスル規定ナルカ故ニ外国会社ノ其支店登記以前ニ為シタル行為ノ効力ヲ左右スルノ権利ヲ第三者ニ与フル事前記ノ如クナルニ非レハ該規定ノ趣旨ハ之ヲ貫徹スルニ由ナケレハナリ」とするが、外国会社の何たるかについては言及しない。

(IX) 東京地裁昭和二・七・八判決〔前掲表29〕は、朝鮮会社の裁判管轄に関するが、「朝鮮ニ本店ヲ有スル朝鮮ノ会社ハ共通法第四条第一項ニ依リ内地ニ於テモ亦其成立ヲ認ムヘキ会社ナリ然レトモ朝鮮ニ本店ヲ有スル朝鮮ノ会社ナル以上固ヨリ純然タル内国会社ナリト謂フヘカラス唯國際法上ヨリ觀テ日本ノ会社タリト謂フニ過キサルヲ以テ之ヲ準外国会社ナリト謂フヘシ」として、一見本店所在地法主義によるかに見える。然しこの点は共通法第四条第一項の表現からするも、本店を朝鮮に有することを以て設立に當つて朝鮮会社令に準拠したものとの理論を前提としているのではないかと考えられる。

(X) 東京地裁昭和二・九・一七判決(大一三〇一六二四号—印刷代金請求事件)〔前掲表29〕は、商法一二五八条の適用に 関する事件であるが、「前記株式会社國際銀公司ナルモノハ中華民国ニ於テ債券株券其ノ他一切ノ証券商品ノ売買鐵道電信電話船舶其ノ他各種ノ事業ヲ經營スルコトヲ目的トシテ北米合衆国デラウエア州ノ州法ニ準拠シテ同州ウエルミングトン市ニ本店ノ登記ヲ有スルモ其ノ實營業ノ本拠ハ東京市ニ存ス」るもので、かかる会社は「商法第二百五十

八条ニヨリ日本ニ於テ設立スル会社ト同一ノ規定ニ從フコトヲ要スルモノ」と判示する。

(XI) 東京地裁昭和四・二・一九判決〔前掲表29〕は、やや變則的なわが商法に準拠し本店を支那に有する会社の国籍に関する事件ではあるが、「我商法ノ解釈上内国会社タル為メニハ我國ニ本店ヲ有スルコトヲ要スルヲ原則トスルモ我商法ノ規定ニ準拠シテ設立セラレ中華民国ニ本店ヲ有スル会社ハ例外トシテ内国会社タルコトヲ得ルモノナリ」として、内国会社たる要件をわが商法に準拠したか否かに求めており、準拠法主義と解せられる。

(XII) 東京地裁昭和九・九・二七判決(大二二(ア)二〇〇四号—商品代金請求事件)〔前掲表29〕は、外国会社の登記の効力に関する事件であるが、原告は「米国桑港カリファオルニヤストリート三百十一番地ニ本店ヲ有シ神戸市京町七十二番地ニ日本代理店ヲ有スル」会社であるが、これを外国会社とする理由については、単に「成立ニ争ナキ甲第五号証ニヨレハ原告ハ商事会社タル米国法人ニシテ」とのべるにすぎずいかなる主義を採るかは明らかでない。

(XIII) 東京地裁昭和一五・八・三〇判決(昭七(ア)一七六一号)〔前掲表29〕は、第二百五十七条の立法趣旨に関する事件であるが、「原告カ日本ニ支店ヲ設置シ居ル外国会社ナルコト及原告カ未タ右支店設置ニ付登記ヲ為シ居ラザルコトハ孰レモ当事者間ニ争ナキトコロ」の外国会社に關し「外国会社カ日本ニ支店ヲ設置スル以前ヨリ之ト取引ヲ為シ來リタル者日本ニ支店ヲ設置シタル後其ノ支店ニヨラス直接外国会社ト取引ヲ為シタル者ノ如キハ支店設置ノ登記ナキコトヲ理由トシテ該外国会社ノ成立ヲ否認スベキ正当ノ利益ヲ有セサルモノ」とした判決であるが、外国会社の概念については明らかでない。

(XIV) 東京地裁昭和二九・六・四判決(昭二八(ア)一六三〇八号—仮処分決定ニ對スル異議申立事件)〔前掲表29〕は、商法第四八二条の適用に関する事件であるが、「ボージャー会社について、同会社が米国デラウェア州法に準拠し西暦千九百五十一年(昭和二六年)二月六日に成立した会社で同州ケント郡ドーブラー市を本店所在地として同千九百五十二年

(間和二七年) 八月二十日東京都千代田区に営業所を設置したもの」であることは当事者間に争いがないが、「ポージャー会社は、右営業の経過及び態様から見れば少くとも日本に営業の本拠を置き、日本において営業をなすことを主たる目的とする会社といふべきであつて、このような場合その米国デラウェア州における設立の有効、無効の判断は別として商法第四百八十二条の趣旨からすれば、日本における会社と同一の規定に従い設立手続その他の手続をなすべきであつて……」とする表現よりするならば、準拠法主義を前提としているものと解し得よう。

(XV) 東京地裁昭和三〇・三・三一判決(昭二九(四)一一六三九号)〔前掲表(38)〕は、当事者能力に関する事件であるが、「その主たる事務所を香港の債権者肩書地に置き」「ミューチュアル・トラスト・カンパニー」と称し「香港政府に對し事業登録をなして」ある英國法上のパートナーシップの当事者能力に関するが、かかる団体が英國法上の団体である根拠については、明示的ではないが、文脈の全体よりすれば恐らくは設立準拠法主義を採用しているものと解せられる。

(XVI) 神戸地裁判決(事件番号・判決年月日不明—不当利得返還請求事件)〔前掲表(40)〕は、外国会社の二個の内国支店と管轄権に関するが、「本案ノ事實ハ露國ニ本店ヲ有スル被告銀行ノ横浜支店ヘ……」および「外國ニ本店ヲ有スル外国会社カ……」の表現より、且つそれが明治三十年代と推測しうることから、あるいは本店所在地法を前提とするかの印象を受けるが、争点は裁判管轄権に関するものであるから、この判決理由文からは何れの主義を採るとも断定し得ない。

(未完)